

事務連絡
令和4年6月27日

各都道府県・指定都市・中核市
養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当課（室）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

老人保護措置費に係る支弁額等の改定の状況について

平素より老人福祉行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームにつきましては、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」（令和3年12月24日老高発1224第1号）において、養護老人ホーム又は軽費老人ホームに勤務する職員について、必要な処遇改善を図ることができるよう、各自治体における老人保護措置費に係る支弁額等の改定をお願いするとともに、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について」（令和4年2月10日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）において、改定に当たってのご参考として、改定の例をお示ししたところです。

また、「養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査について」（令和4年4月1日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）により、各自治体における支弁額等の改定の状況等を照会しておりましたが、別添のとおり、養護老人ホームは約85%の自治体において、軽費老人ホームは、約97%の自治体において、改定を実施したか、又は、改定を実施する見込みという結果となっております。

については、当該結果も踏まえ、改定を実施する見込みを有する自治体におかれては、早期に実施いただくとともに、現時点では検討・調整中等の自治体におかれては、改定を実施するなど必要な処遇改善について適切にご対応いただきますよう、お願いいたします。

(別添)

老人保護措置費に係る支弁額等の改定状況

○養護老人ホーム

養護老人ホームが所在する 711 市町村のうち、604 市町村 (85.0%)において、支弁額等の改定を実施したか、又は、改定を実施する見込み。

養護老人ホームが所在する 711 市町村のうち、

- ①支弁額等の改定実施済み：256 市町村
- ②支弁額等の改定を実施する見込み：348 市町村
- ③他施策の活用や独自財源により一定の処遇改善を実施等：60 市町村
- ④検討・調整中、施設との協議中による未改定等：39 市町村。

(未回答：8 市町村)

○軽費老人ホーム

軽費老人ホームの利用料等を定める 128 自治体のうち、124 自治体 (96.9%)において、支弁額等の改定を実施したか、又は、改定を実施する見込み。

軽費老人ホームの利用料等を定める 128 自治体 (47 都道府県、20 指定都市、61 中核市)のうち、

- ①支弁額等の改定実施済み：64 自治体 (29 都道府県、12 指定都市、23 中核市)
- ②支弁額等の改定を実施する見込み：60 自治体 (17 都道府県、8 指定都市、35 中核市)
- ③他施策の活用や独自財源により一定の処遇改善を実施等：1 自治体 (1 中核市)
- ④検討・調整中等：3 自治体 (1 都道府県、2 中核市)